

郡山市職員の退職管理の概要

1 元職員による働きかけの規制

地方公務員法の規定により、離職後に営利企業等（※1）に再就職した元職員（再就職者）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等（※2）の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務（※3）について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（働きかけ）が禁止されています。

（※1）営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）

（※2）市長部局、教育委員会、議会事務局等の任命権者ごとの組織

（※3）①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約又は②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務

(1) 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や期間が異なります。

規制対象者	禁止される働きかけの内容	規制期間
① 全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ	離職後2年間
	在職中に自らが最終決裁権者となって決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ	期間の定めなし
② 地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に就いていた再就職者 ③ ②に準ずる職（技監、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局の部長、上下水道局長、理事、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、保健所長）	離職前5年より前に直近下位の内部組織の長の職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ	離職後2年間

※「地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長」は、市長部局の部長が該当

(2) 次の場合は「働きかけ」には該当しません。

ア 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を行う法人に再就職した元職員が、当該事務を遂行するために必要な場合

イ 市の事務や事業と密接な関連がある業務を行う法人に再就職をした元職員が、当該事務を遂行するために必要な場合

ウ 法令や契約に基づく権利を行使する場合、又は義務を履行する場合

エ 法令に基づく申請及び届出を行う場合

オ 一般競争入札における、売買、賃借、請負等の契約を締結するために必要な場合

カ 法令又は慣行により公開されている情報の提供を求める場合

キ 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者に申請書（「再就職者による依頼等の承認申請書（第1号様式）」）を提出し、承認を得て行う場合

(3) 再就職者から「働きかけ」を受けた現職職員は、その旨を、人事担当課へ連絡するとともに遅滞なく郡山市公平委員会へ届け出なければなりません。（「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（別記様式）」により書面提出）

(4) 再就職者及び現職職員が働きかけ規制等に違反した場合、地方公務員法の規定に基づく過料又は刑罰の対象となります。

区分	対象者	規制違反の内容	制裁措置
再就職者による働きかけ	元職員	元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合	10万円以下の過料
	元職員	元職員が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	現職職員	現職職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	現職職員	現職職員が元職員から働きかけを受けた事実を公平委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象
再就職のあつせん	現職職員	現職職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役
求職活動	現職職員	現職職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役

2 再就職状況の届出・公表

郡山市職員の退職管理に関する条例の規定に基づき、再就職をした元職員に対し再就職状況の届出を義務付けるとともに、毎年度、届出があった再就職状況を公表しています。(平成30年3月31日以後の退職者から適用)

(1) 再就職状況の届出の対象者、要件等は次のとおりです。

届出の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在職中に課長級（主幹を除く。）以上の職にあった職員 ・ 市立小中学校の校長の職にあった県費負担教職員
届出が必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員を退職後2年間
届出が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利企業の地位に就いた場合 ・ 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）
届出が不要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、年間の報酬額が103万円以下の場合 ・ 本市職員（一般職又は特別職）となった場合 ・ 日々雇い入れられる者となった場合 ・ 任命権者の要請に応じて地方公務員又は国家公務員となった場合
届出事項・様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「氏名」、「生年月日」、「退職時の職名」、「退職年月日」、「再就職年月日」、「再就職先の名称」、「再就職先の主な業務内容」及び「再就職先での役職名」 ・ 「再就職に係る届出書（第2号様式）」により書面提出
届出の時期・届出先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実発生後速やかに届出

	<ul style="list-style-type: none"> 退職したときの任命権者の人事担当課へ届出
届出事項の変更	<ul style="list-style-type: none"> 先に届出をした事項に変更が生じた場合や再就職先を退職した場合についても届出が必要 「再就職に係る変更届出書（第3号様式）」により書面提出

(2) 再就職状況の公表項目、時期等については次のとおりです。

公表事項	<ul style="list-style-type: none"> 「氏名」、「退職時の職名」、「退職年月日」、「再就職年月日」、「再就職先の名称」及び「再就職先での役職名」
公表の時期・期間	<ul style="list-style-type: none"> 前年度退職者に係る再就職状況について、6月末現在の内容を毎年7月末までに公表 変更届のあったものについては随時更新
公表の方法	<ul style="list-style-type: none"> 市ウェブサイトに掲示する方法により公表

3 様式関係その他

(1) 上記のほか、退職管理制度の運用、手続き等に関しては、別紙「郡山市職員の退職管理制度に関するQ&A」を参照してください。

(2) 退職管理制度に関する諸手続きに必要な様式は以下のとおりです。これらの様式は人事課のホームページからダウンロードすることができます。

様式名称	作成者	提出先
再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（別記様式）	現職職員	郡山市公平委員会
再就職者による依頼等の承認申請書（第1号様式）	再就職者	任命権者
再就職に係る届出書（第2号様式）	再就職者	退職時の任命権者
再就職に係る変更届出書（第3号様式）	再就職者	退職時の任命権者

郡山市職員の退職管理制度に関する Q&A

1 働きかけ規制関係

No	質 問	回 答
Q1	◇ 働きかけ規制の対象となる「職員であった者」とは？	○ 一般職に属する職員（条件付採用期間中の職員、嘱託職員及び臨時職員を除く。）が対象となります。
Q2	◇ 再任用職員や任期付職員であった者も働きかけ規制の対象となりますか？	○ 再任用職員（短時間勤務職員を含む。）や任期付職員（短時間勤務職員を含む。）も働きかけ規制の対象となります。
Q3	◇ 「営利企業等」とは何ですか？	○ 営利企業のほか、非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）を指します。NPO 法人や公益法人等も営利企業等に含まれません。
Q4	◇ 「再就職者」とは何ですか？	○ 職員であった者で退職後に営利企業等の地位に就いている者を指します。
Q5	◇ 「地方公共団体の執行機関の組織等」とは何ですか？	○ 市長部局や教育委員会、議会事務局といった任命権者ごとの組織を指します。
Q6	◇ 「子法人」とは何ですか？	○ 営利企業等が株主等の議決権の過半数保有する法人を指します。
Q7	◇ 「契約等事務」とは何ですか？	○ 再就職者が地位に就いている営利企業等やその子法人と郡山市との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約に関する事務 ○ 当該営利企業等やその子法人に対して行われる処分に関する事務
Q8	◇ 「処分」とは何ですか？	○ 行政手続法第2条第2項に規定する処分であり、処分庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為を指します。
Q9	◇ 「職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼する」とはどのようなことですか？	○ 契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も規制の対象となります。なお、働きかけの内容が不正であるか否かは問いません。 ・ 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼 ・ 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼 ・ 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼 ・ 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼など
Q10	◇ 契約や処分に関する働きかけであれば、不正な行為を求めるものでない働きかけであっても禁止されるのですか？	○ 不正な行為を求めるものでなくても、契約や処分に関する働きかけは禁止されており、これに該当した場合は過料の対象となります。 ○ 職務上不正な行為を働きかけた場合には、刑罰（懲役又は罰金）の対象となります。
Q11	◇ かつて在職していた執行機関の組織等との間で、既に再就職先の営利企業等が締結した契約に基づき代金の請求をしたり、執行機関の組織等から委託を受けている業務について打ち合わせをし	○ 再就職者による働きかけ規制には以下のとおり例外が認められています。 ・ 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を行う法人に再就職した元職員が、当該事務を遂行するために必要な場合 ・ 市の事務や事業と密接な関連がある業務を行う法人に再

郡山市職員の退職管理制度に関する Q&A

	<p>たりすることなども禁止されているのですか？</p>	<p>就職をした元職員が、当該事務を遂行するために必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令や契約に基づく権利を行使する場合、又は義務を履行する場合 ・ 法令に基づく申請及び届出を行う場合 ・ 一般競争入札における、売買、賃借、請負等の契約を締結するために必要な場合 ・ 法令又は慣行により公開されている情報の提供を求める場合 ・ 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者に再就職者による依頼等の承認申請書（第1号様式）を提出し、承認を得て行う場合 <p>○ 承認申請書の様式は、人事課のホームページからダウンロードすることができます。</p>
Q12	◇ 再就職者から働きかけを受けた場合はどうしたらよいですか？	<p>○ 人事担当課へ連絡の上、遅滞なく「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（別記様式）」を郡山市公平委員会（総務法務課法規係）へ届け出てください。</p> <p>○ 届出書の様式は、人事課のホームページからダウンロードすることができます。</p>

2 再就職状況の届出・公表関係

No	質 問	回 答
Q1	◇ 届出の対象範囲は？	<p>○ 在職中に本庁課長級（主幹を除く。）以上の職であった者及び県費負担教職員のうち市立小中学校の校長の職であった者が届出の対象となります。</p> <p>○ 本庁課長級の職には、本庁の課長のほか、行政センター所長やクリーンセンター所長など、級の格付が課長級の出先機関の長も含まれます。</p>
Q2	◇ 届出が必要な期間はいつまでですか？	○ 職員を退職後2年間です。
Q3	◇ どのようなときに届出をしなければなりませんか？	<p>○ 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合に届出が必要となります。</p> <p>○ 以下の場合には届出は必要ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いたときであって、採用日から起算して1年間の報酬が103万円以下の場合 ・ 日々雇い入れられる者である場合 ・ 郡山市に職員として採用された場合（任用形態不問） ・ 郡山市の常勤又は非常勤の特別職となった場合 ・ 任命権者の要請に応じて地方公務員又は国家公務員となった場合

郡山市職員の退職管理制度に関する Q&A

Q4	◇ 再任用職員や任期付職員であった者も届出が必要となりますか？	○ 再任用職員や任期付職員として在職していた期間内に本庁課長級以上の職の期間があった場合には、フルタイム勤務であったか短時間勤務であったかに関わらず届出が必要となります。
Q5	◇ 届出事項は何ですか？	○ 新たに再就職をした場合には、「氏名」、「生年月日」、「職員を離職した時の役職名」、「職員を退職した年月日」、「再就職年月日」、「再就職先の名称」、「再就職先の業務内容」及び「再就職先での役職名」を届け出る必要があります。 ○ 「再就職に係る届出書（第2号様式）」により届け出てください。 ○ 届出書の様式は、人事課のホームページからダウンロードすることができます。
Q6	◇ 先に再就職についての届出をしましたが、離職後2年以内に届出事項に変更が生じた場合は改めて届出が必要となりますか？	○ 再就職状況として届け出た内容に変更があった場合にも、届出が必要な期間内であればその旨を届け出る必要があります。また、再就職先を退職した場合も届出が必要となります。 ○ これらの場合は、「再就職に係る変更届出書（第3号様式）」により届け出てください。 ○ 届出書の様式は、人事課のホームページからダウンロードすることができます。
Q7	◇ 「営利企業以外の法人その他の団体」とは何ですか？	○ 法人であるかどうかを問わず、営利企業以外のすべての団体のことを指します。 ○ NPO 法人、公益法人等、地縁団体等のほか、自営業及び農業を営む場合もこれに含まれます。
Q8	◇ 「日々雇い入れられる者」とは何ですか？	○ 任期を1日とし、これが日々更新されることにより雇用される者をいいます。
Q9	◇ 届出書の提出先はどこですか？	○ 職員を退職した時の任命権者の人事担当課へ提出してください。人事担当課は以下のとおりです。 ・ 総務部人事課（次のいずれにも該当しない場合） ・ 教育委員会事務局教育総務部総務課（退職時の任命権者が教育委員会の場合（市立小中学校の校長を含む。）） ・ 上下水道局総務課（退職時の任命権者が上下水道事業管理者の場合）
Q10	◇ 届出書はいつまでに提出しなければなりませんか？	○ 届出事由が発生した場合は「速やかに」届け出ることになっていますので、概ね1か月以内には提出してください。 ○ なお、やむを得ない理由等により、届出書の提出が遅くなる場合には、あらかじめ提出先の人事担当課へその旨をご連絡ください。
Q11	◇ 再就職先に対し、届出書を郡山市に提出することを事前に申告しなければなりませんか？	○ 再就職先への事前説明については、市が義務付け又は勧奨するものではありませんが、「再就職先名」や「役職名」が本市ウェブサイトで公表されることとなりますので、あらかじめ再就職先に説明をし、了承を得ておく等の対応は必要であると考えます。

郡山市職員の退職管理制度に関する Q&A

Q12	◇ 届出をしなかった場合又は届出が遅れた場合には罰則等が科されるのですか？	○ 再就職状況の届出に関する罰則等はありません。 ○ しかし、本制度の趣旨が退職職員の再就職に関する透明性及び信頼性を高め、市政に対する市民の信頼を確保するためであることをご理解の上、適切に届出していただくようお願いいたします。
Q13	◇ 届出書の様式はどこにありますか？	○ 人事課のほか各任命権者の人事担当課に用意してあります。また、人事課のホームページからダウンロードすることもできます。
Q14	◇ 届出書の「再就職先の名称」の欄には何を記載すればよいのでしょうか？	○ 再就職する法人、団体等の名称（部や課、支店等の内部組織を含む。）を省略せずに記載してください。
Q15	◇ 届出書の「再就職先の業務内容」の欄には何を記載すればよいのでしょうか？	○ 再就職する法人、団体等の主な業務内容を分かりやすく、簡潔に記載してください。なお、記載に当たっては、定款、寄付行為等における目的等を参考としてください。
Q16	◇ 届出書の「再就職先における地位」の欄には何を記載すればよいのでしょうか？	○ 再就職日における役職名を省略せずに記載してください。
Q17	◇ 届け出た内容の公表はどのような方法でなされますか？	○ 各任命権者の人事担当課へ届出がなされたものについて、総務部人事課で取りまとめの上、一括して本市ウェブサイトへ掲載することにより公表します。
Q18	◇ 公表の時期、期間は？	○ 前年度中に退職した職員の再就職状況について、毎年7月末日までに、6月末日現在の内容を公表します。 ○ 再就職先での役職が変わった、再就職先を退職した等、再就職状況の変更届出書の提出があったものについては、随時公表内容を更新します。 ○ 公表の期間は、職員を退職した日の属する年度の翌々年度の末日までとなります。
Q19	◇ 公表される項目は何ですか？	○ 「氏名」、「職員を離職した時の役職名」、「職員を退職した年月日」、「再就職年月日」、「再就職先の名称」及び「再就職先での役職名」です。

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

郡山市公平委員会委員長

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏名 ㊦	生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)
所属名	職名

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位 (役職等)
離職前の所属	離職前の職

3 要求又は依頼の内容

--

公平委員会記入欄

受理番号

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

（任命権者）様

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) 氏 名 ㊦		生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）	
勤務先（営利企業等）の名称		勤務先における地位（役職等）	
連絡先 電話（ — — ）		FAX（ — — ）	
勤務先（営利企業等）の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離職日	平成	年	月	日	離職時の職名	
※離職前5年間の在職状況等	所属及び職	在職期間			職務内容	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
	至	年	月	日		

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた行政機関等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

(ふりがな) 氏 名	
所属	職名
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類推する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度 </div>
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄	
受理番号	
処理結果区分	
<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下 (承認を必要としない)	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年 月 日

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ点を記入すること。
- 2 ※印の項は、申請者が地方公務員法第38条の2第4項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職についていた期間まで遡って記載すること。

再就職に係る届出書

年 月 日

（任命権者） 様

住 所

氏 名

印

電話番号

郡山市職員の退職管理に関する条例（平成29年郡山市条例第〇号）第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

氏 名	(ふりがな)
生 年 月 日	年 月 日
離 職 時 の 職	(所属・職名)
離 職 日	年 月 日
再 就 職 日	年 月 日
再 就 職 先 の 名 称	
再就職先の業務内容	
再就職先における地位	(役職等)
特 記 事 項	

再就職に係る変更届出書

年 月 日

（任命権者）様

住 所

氏 名

印

電話番号

郡山市職員の退職管理に関する条例（平成29年郡山市条例第〇号）第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

氏 名	(ふりがな)
生 年 月 日	
離 職 時 の 職	(所属・職名)
離 職 日	年 月 日
届出事項の変更日	年 月 日

変更前	変更後
再就職日 年 月 日	離職日 年 月 日
	再就職日 年 月 日
再就職先の名称	再就職先の名称
再就職先の業務内容	再就職先の業務内容
再就職先における地位（役職等）	再就職先における地位（役職等）
特記事項	

備考

- 1 変更後の欄は、変更のあった項目の欄のみ記載すること。
- 2 再就職先を離職した場合は、変更後の離職日の欄に離職年月日を記載すること。